

山梨県国土利用計画審議会運営規程新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条 ~ 第 8 条 略	第 1 条 ~ 第 8 条 略
(議事の特例)	_____
第 9 条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。	_____ _____ _____
2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。	_____ _____ _____
(その他)	(その他)
第 1 0 条 略	第 9 条 略
附 則	附 則
(施行期日)	略
この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。	_____
(施行期日)	_____
この規程は、平成 2 6 年 8 月 日 から施行する。	_____
別紙様式略	別紙様式略

